

令和7年度 市川健康福祉センター運営協議会 議事録

1 開催日時

令和8年1月21日（水） 午後3時30分から午後4時40分まで

2 場所

市川健康福祉センター 3階 講堂

3 出席者

(1) 委員

田中 甲	内田 悦嗣	佐々木 森雄	吉田 英介
神山 潤	山田 和彦	中山 聡子	大西 純子
宇田川 勝久	赤間 正明	プリティ長嶋	坂下 しげき
守屋 貴子	田中 幸太郎	浅野 ふみ子	折本 龍則
杉浦 令子	帆刈 隆一		

(以上18名・敬称略)

(2) 傍聴者

なし

(3) 職員

センター長	影山 育子	副センター長	小野 文弘
副センター長	出井 美知子	副センター長	松戸 滋
企画課長	辻 紀子	地域保健課長	岸 恵美子
地域福祉課長	角田 悦子	疾病対策課長	二ノ倉 織江
生活衛生課長	松井 由佳		

4 配布資料

- (1) 令和7年度市川健康福祉センター運営協議会次第
- (2) 市川健康福祉センター運営協議会 根拠法令等
- (3) 令和7年度市川健康福祉センター運営協議会 委員名簿
- (4) 座席表
- (5) 令和6年度事業年報（事前配布）
- (6) 令和7年度主要事業の進捗状況（事前配布）
- (7) 市川保健所（市川健康福祉センター）組織・事業説明（スライド）
- (8) 事前質問一覧

5 会議の概要

(1) 開会

小野副センター長の司会で午後3時30分に開会を宣言した。

(2) センター長挨拶

市川健康福祉センター センター長の影山でございます。

本日は、皆様、大変御多忙の中、令和7年度 市川健康福祉センター運営協議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

当協議会は、昨年度の事業実績、今年度の事業進捗状況を委員の皆様にご報告した上で、皆様から貴重な御意見を頂戴するため、年1回開催しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症が、感染症法上、5類感染症に移行されてから2年半余りが経ちました。人々の生活行動がコロナ前に戻り、海外との往来も活発化する中、コロナの感染対策の強化により抑えられていた結核、麻しん、百日咳等の感染症等が増えてきております。こうした感染症に対して速やかに対応するとともに、訓練や関係機関との連携体制の構築を重ね、健康危機発生時の対応力の向上に努めているところでございます。

本日は、当センターが県民の命と健康を守るという大きな役割を果たせるよう、皆様から御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、私からの挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(3) 委員及びセンター職員の紹介

司会者が各出席委員を紹介した。(センター職員は座席表により紹介)

(4) 報告

司会者が次の3点について報告した。

ア 千葉県行政組織条例第32条第2項に委員の半数以上の出席が必要と定められており、本日は委員21名中17名(開会時)の出席があるので、協議会が成立していること。

イ 千葉県情報公開条例第27条の3の規定により、審議会等は原則として公開することとされており、本日の協議会についても開催及び傍聴の手続きについてセンターのホームページで周知したところ、傍聴希望者はいなかったこと。

ウ 協議会の議事録を、後日、当センターのホームページに掲載すること。

また、公開に先立ち、議事録(案)を発言のあった委員に御確認いただくこと。

(5) 会長・副会長の選出

司会者が、今年度から2年間を任期として当協議会の会長及び副会長を選出すること、千葉県行政組織条例第30条第1項の規定により、委員の互選により定められることを説明した後、事務局より会長に田中委員、副会長に内田委員及び佐々木委員を提案し了承された。

司会者が、議事進行は、千葉県行政組織条例第32条第1項の規定により、会長が議長となることを説明した。

(6) 議長挨拶（田中議長）

今日ここに医療・福祉をはじめ、各界のリーダーの皆様にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。皆様方には、市川市・浦安市の健康と安全を守るため、日々御尽力してくださっていること、心よりお礼を申し上げます。

昨年に引き続きまして、当協議会の会長を務めさせていただきます。そのことを大変光栄に存じているところですが、どうぞよろしく願い申し上げます。

改めまして本会議は、市川健康福祉センターが所属する市川市と浦安市における保健、福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議するために設置されております。今日は、センターからの事後報告ののちに、皆様方からの健康福祉センターに期待していること、あるいは頑張ってもらいたいというようなエールを送っていただいても結構でありますし、活発に御発言いただければありがたいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

(7) 議事

ア 事務局説明

令和6年度主要事業の実施結果及び令和7年度主要事業の進捗状況について影山センター長からスライド等により説明。

イ 事前質問への質疑応答等

別紙「質疑応答」のとおり

(8) 閉会

司会者が午後4時40分に閉会を宣言した。

別紙「質疑応答」

問1-1 保健所業務の「多様化・組織化」と「組織の機動力」について

影山センター長

保健所業務の「多様化・複雑化」と「組織の機動力」について御質問をいただいています。平時から有事へ即座に切り替えられる「機動的な組織づくり」及び職員が疲弊しないための体制整備についてです。

閉庁時における台風や地震などの自然災害の発生に備え、自宅が徒歩圏内にある即応要員のほか、全職員を4班に分け、班ごとに必要な数の職員が交代で参集する体制をとっているところです。

感染症の発生に備えても、年度当初に全職員の役割分担を決め、防護服の着脱訓練及び輸入感染症の検体搬送・患者移送の訓練を行っています。

ひとつの保健所としてできることは限られておりますので、緊急時には速やかに本庁へ情報を共有し、必要な支援を求めて参ります。

問1-2 デジタル化の推進による業務効率化について

影山センター長

デジタル化の推進による業務効率化についてです。AI音声マイニングや、クラウド共有といったデジタル技術の活用状況及び今後のさらなる導入に向けた課題について御質問をいただいております。

AI音声マイニングについては、児童相談所の方で導入されているところですが、県保健所では、まだ導入されておられません。

当所では、業務の効率化を図るため、以下のとおりデジタル化を進めているところでございます。

電話につきましては、令和6年4月から自動音声案内（IVR）を導入し、電話対応業務の効率化と県民サービスの向上を図りました。

クラウド共有については、KINTONEというクラウドサービスを活用し、感染性胃腸炎の集団発生時の報告や、結核定期健康診断の報告のオンライン化を進めております。その他、ローカルネットワークを使った共有フォルダも活用し、県主務課や衛生研究所、習志野保健所の検査課等と円滑な情報共有を行い、業務の効率化を図っております。

また、国や県の事業については、それぞれの各種システムを活用し、業務の進捗管理の効率化や各種申請や報告手続きのオンライン化が進められています。具体的には、県の特定疾患等台帳管理システムや、国の感染症サーベイランスシステム、食品衛生申請等システムなどです。

県では令和6年2月より独自の生成AIの運用が始まったことから、書類作成やメール作成等の日々の業務の効率を図るため、生成AIの活用に取り組み始めているところです。今後も様々なデジタル技術を活用しながら、さらなる業務の効率化を進めてまいります。

問1-3 民生委員「なり手不足」の現状認識と今後の課題について

影山センター長

県としても、見守りが必要な高齢者やひとり親家庭等の増加を含め、民生委員の欠員により、1人当たりの業務量が増加している状況を聞いており、福祉サービスの利用に結びつけるなどの取組に影響が生じることが懸念され、充足率の向上が課題であると認識しております。

県では、民生委員の役割や活動内容を理解してもらうため、県民だよりや千葉テレビ、ラジオCM、県内郵便局でのポスター掲示等を活用した広報活動を行っているところ です。

また、民生委員の定着に向けては、相談支援のスキルアップや委員同士の繋がりにより心理的負担の軽減を目的とした研修を実施しております。今後もこれらの取組を実施することにより、民生委員の充足率の向上に努めてまいります。

赤間委員

ありがとうございます。先ほどの答弁に関しては、了解しました。

3つ目の、民生委員の関係ですけれども、直接保健所と民生委員の業務ではないのですけれども、御指摘があったとおり、地域に根差した民生委員と保健所の連携というのは、ある意味で情報収集とか、いろんな危機対応において非常に重要だと思っております。そのような認識も示していただいたわけですが、要望も実は反映させていただきました。

保健所の方から、行政の方にしっかりと、お話をさせていただきたいと要望していただきたいのですが、今日市長さんがいらっしゃいますので、直接言わせていただきたいと思っております。

今回新たに民生委員になられた方が、ある地区で旅行の参加の有無にかかわらず旅行積立金という名目で私費負担を求められているといったことがありました。

こういったことで、民生委員への不信が生じると、非常に大きな影響になってしまいますので、ぜひ対応していただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

田中議長

まずは、事実確認を行いまして対応させていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

問2-1 健康福祉センター運営協議会について

影山センター長

健康福祉センター運営協議会についての御質問です。当協議会の女性の登用について及び今後どのような具体化を図るのかという御質問をいただいております。

令和7年9月の委員改選時には、所属団体に委員の推薦を依頼するにあたり、県の女性登用方針を説明し、必ずしも所属団体の長にとらわれることなく、委員を推薦い

ただくよう依頼したところです。今後とも委員改選の際には、推薦母体に対し、この方針を伝えてまいります。

問 2-2 職員数について

影山センター長

センター職員数は、兼務を除くと、先ほどスライドでお示ししたとおり、60名となっております。60名の内訳は男性が11名、女性は49名で、女性の割合が約82%となっております。

60名の雇用形態の内訳ですが、正規職員58名、臨時的任用職員2名です。60名には含まれませんが、会計年度任用職員は18名です。

管轄人口67万1,467人を60で割りますと、職員1人当たり1万1,191人となります。

問 2-3 母子・父子・寡婦福祉事業について

影山センター長

各種相談、貸付及び償還指導件数84件のうち、相談・指導内容の生活一般8件、経済的支援76件の内容は何か、相談後の具体的な支援として何を行っているかという御質問をいただきました。

生活一般8件の相談は、離婚を考えている方から離婚後の生活不安に関するものが多く、相談者本人の意思を丁寧に聴き取り、個々の状況に応じた助言や情報提供を行っております。また、就労や生活困窮への不安を抱える方には、専門である自立相談支援機関、市川市では、「生活サポートセンターそら」、浦安市では、「浦安市総合相談窓口」へ繋いでいます。

経済的支援76件の相談・指導は、主にひとり親家庭等の経済的自立を促進するための貸付制度「母子父子寡婦福祉資金」に関することです。

当貸付制度について千葉県では、貸付決定に係る事務及び貸付後の償還指導を健康福祉センターが担っており、申請者との面談や償還が遅れている方への指導を母子・父子自立支援員が実施し、対象者の現在の生活状況を伺い、改善に向けた助言も適宜行っているところです。

問 2-4 地域福祉事業・修学旅行支度費の支給について

影山センター長

現時点での本年度の支給済額について御質問をいただいております。修学旅行支度費の支給については、管内2市において、対象世帯の請求書類を取りまとめ、それを基に当センターで支払い事務を行っております。小学生34人、中学生59人の計93人、施行予定額39万7千円のうち、現時点で小学生4人、中学生2人の計6人分、2万2千円が支出済みとなっております。残りにつきましては、年度内に支給できるように、請求書類の提出等を2市と連携しながら進めているところです。

現在の小学生3千円、中学生5千円という基準は何に基づくのか、いつからこの金額かという御質問ですが、本支給制度は県独自のもので、「生活保護法による被保護児童・生徒の修学旅行支度費支給要綱」に基づいて行っています。支給額については、少なくとも平成4年度からは現在の金額になっていることを、主務課である健康福祉指導課へ確認しております。

健康福祉指導課に確認したところ、支給額について、他県の状況を踏まえ検討していくとのことでした。

浅野委員

修学旅行の支度金の関係ですが、小学生3千円、中学生5千円の基準は、平成4年からの金額だということを確認したということは、それ以前からの金額の可能性もあるということですか。平成4年で上がってこの金額になったということですか。

影山センター長

この要綱ができたのが昭和52年なのですが、平成4年以前のものの確認できていない状況です。

田中議長

確認して後で正確にお答えください。

影山センター長

県庁にも確認したのですが、それ以前の資料がないということでした、申し訳ありません。

【協議会后、事務局からの回答を以下のとおり追記】

修学旅行支度金については、要綱が制定された昭和52年当時から小学生3千円、中学生5千円となっております。

浅野委員

物価高騰の中で、家庭は非常に大変だと思うんです。3千円、5千円では、支度金としては非常に無理があるなということを率直に感じたもので、引き上げることを、ぜひ、県の方にも求めて、改善を図っていただきたいです。

問2-5 困難な問題を抱える女性・配偶者暴力相談支援事業について

影山センター長

相談業務の対応者は、研修などを受けた相談員か、雇用形態と雇用人数はどうかという御質問ですが、本事業の相談事務については、会計年度任用職員である女性相談支援員が担当しております。現在専任の1名が欠員であり、専任1名、母子・父

子自立支援員と兼任している2名の計3名で相談業務を行っております。

相談員の応募要件が、専修する学科や課程の卒業、社会福祉士等の資格、福祉分野に関する相談・援助の実務経験のいずれかとなっております。雇用後は主務課である県児童家庭課が、新規採用者から実務者向けの様々な内容での研修を年間計画で行っており、積極的な参加に努めております。

出張相談の回数と場所についてです。出張相談は、児童相談所へ面談に訪れた者等が、DV被害についての相談希望やDV被害者支援に関する情報提供の希望を児童相談所職員へ表明した場合に、児童相談所職員からの依頼により相談員を派遣して児童相談所等において相談を行うものです。当センターは、市川児童相談所の管轄区域を受け持っていますが、令和5年度に現在の市川児童相談所船橋支所で1回実施した以降、現在まで出張相談の要請はありません。

浅野委員

困難な問題を抱える女性・配偶者暴力相談支援事業というものの雇用の形態が会計年度任用職員だということで、それで今、専任は欠員だが、でも3名がいるということでしたが、この会計年度任用職員の方は、雇用継続されて、経験も大事だと思いますので、前年もされていたから、今年度もされているなど、そういうことがあると思うのです。本当に大事な役割を果たしておられると思うので、継続されるという雇用の形態ならば、それはきちんと、常勤として雇用を確保すべきではないかと思えます。これは要望ですので、きちんと職員の方の雇用を安定的なものにしていくということを要望したいと思います。

問2-6 原爆被爆者対策事業について

影山センター長

受診率が極めて低いが、かかりつけ医など日常的な医療機関への受診者数や受診率はどうなっているかとの御質問です。厚生労働省が実施した平成27年度原子爆弾被爆者実態調査の受療の状況によりますと、千葉県の実療率は80.8%であり、被爆者の多くがかかりつけ医を持ち、被爆者手帳を使用して継続的な健康管理が実施されると考えられます。

健康診断の実施回数を増やすなど、受診率を上げるための対策を講じるべきではないかとの御質問ですが、保健所においては、県原子爆弾被爆者健康診断実施要領に基づき、年2回、各被爆者へ郵送により案内するとともに、県において、委託契約を結んでいる医療機関で年2回を限度として受診できる「希望健康診断」についても、委託医療機関一覧を同封の上、併せて周知しているところです。引き続き、保健所での健康診断を実施するとともに、委託医療機関で実施する希望健康診断についても周知してまいります。

健康相談についての御質問ですが、健康相談は、保健所での健康診断実施の際に、保健師の問診や医師の診察の中で受けております。また、管内の被爆者団体、市川被爆者の会、浦安被爆者つくしの会にも協力を依頼し、健康相談を含む幅広い相談を受

けていただいております。この他随時、電話、来所でも健康相談を受け付けております。

問 2-7 動物の愛護管理事業・犬による危害防止事業について

影山センター長

事業所への立入検査実施件数のうち、無通告で実施したのは何件かとの御質問ですが、第1種動物取扱業における令和7年4月から9月までの立入検査62件のうち、無通告で実施したものは1件となります。なお、令和6年度は75件のうち3件となります。

指導について、無通告で実施する立入検査は苦情に伴うものであり、主に動物の管理方法を指導しました。

問 3 母子保健事業について

影山センター長

講演と講話についての違いですが、厳密な決まりはありませんが、目安として、1時間半から2時間程の研修会等では「講演」、15分から30分程の場合には「講話」としております。

松本俊彦氏によるオーバードーズの講演の動画配信のアクセス数はどうだったかですが、アクセス数は、375回でした。申込者数は108名のため、お1人の申込者が複数回視聴されたり、又は部署内で共有し他の職員も視聴したのではないかと予想されます。

本事業の講演をどのようにオーバードーズや自傷行為対策に生かしていくかとの御質問ですが、対象が生徒達と身近に接している養護教諭等の学校関係者や地域の支援者であるため、講演で得た知識をもとに、早期の気づきやその後の対処、学校教育等に役立つものと考えております。また、引き続き養護教諭等との関係者と情報共有を図り、その後の状況把握に努めてまいります。

県内のオーバードーズ、自傷行為の現状がどうかとの御質問ですが、現状について統計データがなく、保健所でも正確な数は把握しておりません。しかし、委員として参加している各市主催の会議等において、リストカットや市販薬の大量服薬に関する相談が日々寄せられているとの報告があることや、養護教諭との情報交換の際にも、対象者の増加が指摘されていたことなどから、増加傾向にある課題と認識しております。

プリティ長嶋委員

ちょっと残念だったのは、松本先生は非常に有名な先生で、オーバードーズや自傷行為については、YouTubeの動画配信のアクセス数が数万単位なんですね。非常に多くの方から支持され、この悩みを持った方、あるいは指導者の方たちも、この先生の動画を参考に見ています。その中で375ですか、そんなものなのかっていうことなのですね。

せっかく事業として、オーバードーズによる自傷行為についての対策を行っているので、これはもっと効率よくできなかったのか、今後活用できないのかと思います。

また、本事業の効果がどうなのか、(4)のオーバードーズ・自傷行為の現状はどうか、実数はどのぐらいなのかという質問をしたのですが、その答弁でデータがないということになりますと、せっかくすばらしい事業をやりながら、アクセス数がまず少ない、そして、数字的にこの事業がどのような効果を出しているのか不明ということになりますね。せっかく、高名な先生を招いて講演しているので、もっと利活用すべきだということを要望して終わります。

田中議長

数点課題をいただいたかと思います。ぜひ参考にして、今後対応していただければと思います。

問4-1 市川保健所の一部の機能を浦安市に移転することについて

影山センター長

浅野委員と折本委員から御質問をいただいております。

浦安市から要望がなされている市川保健所の機能の一部を浦安市に設置することについては、現在本庁において、事務の集約化の効果も踏まえながら、地域住民へのサービス向上の観点から、市と県の役割分担について、浦安市と意見交換しているところと伺っております。

折本委員

去年も同様の質問をさせていただき、そのときも同じような答えだったと思うのですが、去年から今年に至るまで、どういったやりとり、どういう変化があったのかというのを教えていただけますか。

影山センター長

実際に実務や現場を把握しているのは保健所ですので、本庁から具体的な業務内容を問われた場合については、県の方へ保健所から答えているところですが、本件につきましては県の施策に関する事項であるので、保健所の方からの回答は差し控えさせていただきます。

田中議長

今日の運営協議会などで、こういう質問が出たということをしかりと、本庁の方に伝えてもらいたいというのがまず1つですね。

折本委員

具体的に浦安からどういう要望が出ているのかを把握されていますか。

影山センター長

浦安市と本庁の方での協議になっておりますので、保健所においては、詳細な内容は承知していないところです。

浅野委員

(浦安)市の方から本庁の方に要望がされているだけではなく、私ども日本共産党の浦安後援会からも、こちらの保健所の所長宛に、たびたび要望書を提出させていただいているのです。だからそれは行政と行政との関係だけではなくて、住民からの声も直接、保健所の方にも向けていますので、それを受け止めて、本庁の方にも伝えるなどの対応をされていると思うのですが、その点については、どのように対応されるのでしょうか。

影山センター長

保健所は、健康福祉部の出先機関となっておりますので、要望があったことについては本庁の方にあげさせていただいております。

田中議長

(浅野委員に)参考までにお聞きしたいのですが、御党からあげている要望書の内容は、どういう施設を浦安にもってきてもらいたいという内容なのか、もしわかりましたら教えてください。

浅野委員

浦安は昼間人口がディズニーランドもあり非常に多くなっているのです、浦安の市民がこちらまで来るのにかなり距離があるということで、難病の方とか、あとはいろいろな移動をするのが困難な方が、浦安市内に保健所があれば、非常に安心するという事で、何度もその要望などを直接、当事者の方のお話もさせていただいています。署名なども含めて、この間何百筆ずつ積み上げているので、合計では何筆になっているかちょっと今は定かにはわからないのですけれども、こちらには、2回か3回ぐらい要望させていただいています。

田中議長

大変参考になりました。ありがとうございました。

問4-1は、市川保健所の一部機能という表現になっておりますので、このことも踏まえて、検討の俎上にあげてもらえるかといった御意見だったと思います。このような意見が出たということをしかりと受け止めていただきたいと思います。

問4-2 宿泊施設の部屋数について

影山センター長

宿泊施設の部屋数について、近年の推移はどうかという御質問をいただいております。

す。

ホテルなどの宿泊施設の客室数に関する御質問ですが、旅館業法に基づく、管内の旅館・ホテル営業の客室数は、令和7年9月30日現在、市川市内では16施設、1,196室、浦安市内では41施設、1万2,709室となっております。

なお、令和4年度末から昨年9月末まで、施設数は増えてきましたが、客室数はほぼ横ばいとなっており、大幅な増減はありません。

折本委員

事業説明の中で、この簡易宿所が令和6年度で32施設とあったのですが、市川市・浦安市の内訳を教えてください。また、住宅宿泊事業の施設数の3ヶ年の推移の内訳を教えてくださいと思います。

立入り件数も令和6年4件とありますが、この具体的な内容も、教えてくださいと思いますので、答えられなければ後で結構です。

影山センター長

後で回答させていただきます。

田中議長

全員に回答してください。

【協議会后、事務局からの回答を以下のとおり追記】

1 管内の簡易宿所の施設数における市川市・浦安市の内訳

年度	市川市	浦安市	総数
R4	11	8	19
R5	7	13	20
R6	16	16	32

2 管内の住宅宿泊事業の施設数における市川市・浦安市の内訳

年度	市川市	浦安市	計
R4	39	51	90
R5	44	55	99
R6	54	65	119

3 令和6年度に実施した住宅宿泊事業の4件の施設立入は、一般県民から「標識が掲示されていない民泊施設がある」との情報提供を受けて行ったものであり、現状確認、指導及び改善確認のために、1施設に対して4回施設監視を実施しました。

その他

坂下委員

冒頭のセンター長のお話の中で、障害者用の駐車場のところに水たまりがあって、その舗装を打ち換えるということ、あとは入札不調が続いているということでしたが、それはもう実施されたのか、それともいつ実施されるのかをお尋ねしたいと思います。

影山センター長

こちらの舗装工事については、葛南土木事務所に依頼して、これまで2回、指名競争入札を実施しておりますが、応札者がおらず不調となっているところです。葛南土木事務所では指名業者からの辞退の理由等を聞き取り、再度発注時期を検討するなどし、業者の確保に努めていると聞いております。

坂下委員

今年度はどんな予定になっているのか、もしくは来年度になるのか、その辺の調整はどうでしょうか。

影山センター長

主務課である健康福祉政策課と予算の調整をしているところです。